



小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

高年齢労働者の特性に
配慮した作業環境の改善を

老後資産形成環境の
拡充について

働く女性の健康上の特性に
配慮し、えるぼしプラスを

高年齢労働者の特性に 配慮した作業環境の改善を

～高年齢者の労働災害防止のための指針～

2026年4月1日から改正労働安全衛生法により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善等の措置を講ずることが事業者の努力義務になります。

特に、身体機能低下の把握や体力チェックの活用が明示されており、これまでの設備対策中心のアプローチから一步踏み込んで高年齢労働者ご自身の特性の差異の異なりの大きいという高年齢労働者の実態に配慮することを求めるものとなっています。

各企業において、健康診断後のフォローや保健指導と労働災害防止対策を連動させる視点での取り組みが、今後より重要になると考えられます。すべての社員の笑顔あふれる職場づくりのために、ご一緒に取り組んでまいりましょう。



働く女性の健康上の特性に 配慮し、えるぼしプラスを

改正女性活躍推進法が施行

2026年4月1日から女性活躍推進法が改正され、職場における女性の健康支援に取り組む企業を認定する「えるぼしプラス」認定及び「プラチナえるぼしプラス」認定の制度が、新たに始まります。これは、女性の活躍推進の取組の実施状況が優良な企業を認定するもので、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい制度です。新しい認定マークのデザインに制作者が込めた想いは、とても未来志向で希望がわきます。

【1】 個人之力と実感 (Empowerment) :

「一人ひとりが、安心して力を発揮できる」

【2】 職場の仕組みと姿勢 (Environment) :

「制度があり、きちんと機能する」

【3】 組織文化と未来 (Culture & Future) :

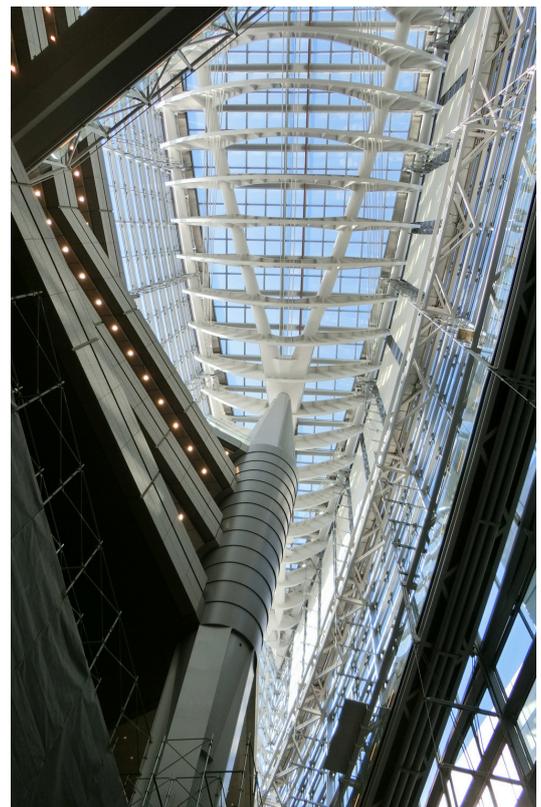
「人と組織が、共に前へ進む」

すべての社員の笑顔あふれる職場づくりのために、ご一緒に取り組みを進めてまいりましょう。

老後資産形成環境の 拡充について

私的年金（企業型確定拠出年金（企業型DC）と個人型確定拠出年金（iDeCo）に関する制度）が、2026年4月～12月にかけて大きく変わります。

早めに退職金制度やDC年金制度の見直しの準備を進めていきましょう。



小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3階

TEL : 080-1697-8329

FAX : 03-3269-2737

